

大阪府後期高齢者医療広域連合の申請書等の様式における提出先の表
記の特例に関する規則

〔平成 22 年 3 月 25 日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 1 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規則で定める様式のうち、申請書その他本広域連合の機関に対して提出することとされている文書に関わるものであって、当該様式において提出先である本広域連合の機関の表記に「様」が用いられているものについては、これらの様式を定めた規則の規定にかかわらず、提出先の表記として「あて」その他これに相当する表記を用いることができる。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。